

令和6年度放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)整備事業者募集
質問及び回答一覧

項目	質問内容	回答
施設整備補助(改修等)について	支給時期はいつになるのか。	本市の施設整備補助金要綱(姫路市放課後児童健全育成事業施設整備補助金交付要綱)の規定により、整備事業が完了後に実績報告をしていただき、補助金額を確定し、請求書を提出いただいた後に市より補助金を交付します。
運営費補助について	開所日数、開所時間が多くても上限金額等はあるのか。	本市の運営費補助金要綱(姫路市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱)別表の規定により、年間平均登録児童数や開所日数、開所時間等に基づき、補助基準額を算定します。当該補助基準額が補助金の上限となります。 なお、開所日数加算は、1日8時間以上開所し、250日を超えて開所する場合に、251日～300日までの250日を超える日数について加算があります。300日を超えて開所してもそれ以上の加算はありません。 長時間開所加算については、1日の開所時間が8時間を超える場合に、1日の開所時間が8時間を超える時間の年間平均時間数について加算があります。ただし、加算の対象となる開所時間は午前7時から午後7時までの範囲内とし、4時間が上限となります。 詳しくは運営費補助金要綱をご確認ください。